

別紙2 山梨県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設・設備整備事業） 質疑応答集

区分	質問	回答
共通	現時点で協定を締結していない医療機関は補助を受けることはできないか。	事業計画書を提出いただく時点で、山梨県と医療機関との間で、協定を締結する確約があれば、補助対象となります。 ただし、その後協定を締結しない場合や、協定を解除した場合には、財産処分の手続きが必要となり、補助金の返還を求める可能性があることにご留意ください。
共通	施設・設備整備には、いつから着手できるか。 また、いつまでに完了させる必要があるか。	山梨県から補助金交付の内示を受けた後に着手してください。内示前に着手した事業については、補助対象となりませんので、ご注意ください。 なお、内示後に契約を締結し、補助事業を開始するのであれば、内示前に入札等で業者を選定しておくことは可能です。 また、補助を受ける事業は、令和7年3月までに完了する必要があります。
共通	補助が決まった場合、補助金はいつ頃支払われるのか。	施設・設備整備が完了した後、実績報告に応じて精算払います。 それまでに必要な施工業者等への支払いは、補助申請者（各医療機関の開設者）において行っていただくこととなります。
施設整備共通	多床室を個室化するための可動式パーテーションの設置や病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修について、基準額が「対象面積当たり～」となっているが、「対象面積」とは単純にパーテーションや扉が床に接している面積を指すのか。あるいは、設置するに際して改修が必要になる面積やゾーニングする予定の面積をすべて含めるのか。	工事面積を想定していますので、当該整備を実施するために工事を行う部分の面積が対象となります。
施設整備共通	施設工事に当たって、障害物の撤去が必要な場合、撤去費用は補助対象となるか。	施設工事と同一の業者が行うのであれば、補助対象となり得ますが、障害物の撤去のみを専門業者が行う場合、その部分は補助対象外となります。
施設整備共通	設計に要する費用は補助対象となるか。 また、建築確認申請の費用は補助対象となるか。	補助対象となりません。
施設整備共通	土地の整地・造成に要する費用は補助対象となるか。	補助対象となりません。

別紙2 山梨県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設・設備整備事業） 質疑応答集

区分	質問	回答
病室の感染対策に係る整備	病室の感染対策に係る整備について、（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）とあるが、専用の陰圧装置、空調設備等付属設備とは、その病床に固定で設置されているものを指すか。 簡易陰圧機のように備え付けができるものは対象となるか。	病室（病床）の工事と併せて整備を行う当該病室の感染対策のための設備を想定しています。工事を伴わずに設置できる簡易陰圧装置は対象となりません。（別途、設備整備事情の活用をご検討ください。）
病室の感染対策に係る整備	病室の感染対策に係る整備について、手術室や救急患者の受入処置室に陰圧装置を設置する場合も補助対象となるか。	手術室や処置室の陰圧化についても、新興感染症の入院患者に対する医療を行うために必要な整備であれば、補助対象になります。
病室の感染対策に係る整備	病室の感染対策に係る整備について、医療用（災害用）コンテナは補助対象となりますでしょうか。	コンテナについては、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。ただし、病床確保に係る協定を締結する医療機関の感染症対策を目的として整備するものであり、災害用として整備する場合には補助対象とはなりません。
病室の感染対策に係る整備	病室の感染対策に係る整備について、トイレのみの整備についても対象となりますでしょうか。	既存の個室を改修する場合には、トイレのみの整備であっても補助対象となります。
病室の感染対策に係る整備	病室の感染対策に係る整備について、（～トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。）とあるが、新興感染症発生時に、既存の多床室を感染患者受入の専用病室とする予定である場合、当該多床室内にトイレを新設することは補助対象となり得るか。 また、「病棟等の感染対策に係る整備」の可動式パーテーションの設置により多床室を個室化する計画とあわせて、当該多床室の個室化スペース内にトイレを新設する場合は、「病室の感染対策に係る整備」の補助対象となり得るか。	いずれの場合も、「病室の感染対策に係る整備」の対象となります。（当該トイレは、平時の通常医療にも使用することが想定されますので、補助率は2/3となります。）
病室の感染対策に係る整備	病室にトイレ・バスはあるが、老朽化しているためリニューアルする場合、補助対象となるか。	単に老朽化を理由として既に設置されているトイレ・バスを更新する場合には補助対象とはなりません。
病室の感染対策に係る整備	2床室あるいは4床室において、トイレ・バスの整備や陰圧化を行うための工事は補助対象となるか。	2床室や4床室であっても、新興感染症発生・まん延時において、感染症患者専用の病室とする場合には、トイレ、バス等を整備することは可能です。

別紙2 山梨県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設・設備整備事業） 質疑応答集

区分	質問	回答
病室の感染対策に係る整備	4床病室を2室に整備し、平時には2床室（2床×2室）として、新興感染症発生時には個室（1床×2室）として使用する場合、補助対象となるか。	新興感染症発生・まん延時において、感染症患者の専用病室として使用する場合には、病室の整備として補助対象となります。また、当該事例については、2室分として交付額を計算します。
病棟等の感染対策に係る整備	「可動式パーテーションの設置」とは、衝立のような自立するパーテーションの購入を含むか。あるいは、据え付け工事などの工事を伴うものである必要があるか。	自立するパーテーションの購入費は、施設整備事業の対象にはなりません。建物に設置するための改修工事を伴う場合に、補助対象となります。
病棟等の感染対策に係る整備	工事に伴い、屋外の室外機などを移動させる必要がある場合、室外機を置かれていたスペースや新たに室外機を置くスペースなども基準面積に含めてよいか。	エアコン室外気等の設置スペースは、補助対象の基準面積に含まれます。
個人防護具保管施設の整備	個人防護具の購入費用について、補助の予定はあるか。	個人防護具の購入費用について、現在のところ補助の予定はありません。
個人防護具保管施設の整備	個人防具保管施設の整備には、キャビネットやロッカー等の整備も含まれるか。	個人防護具保管施設の整備は、施設整備事業であり、 <b>建物整備の工事に要する費用</b> が補助対象になります。そのため、建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合（設備整備費に該当する場合は、補助対象になりません。また、医療機関内の建物に、 <b>棚を設置するための工事を</b> 行い、 <b>工事費として計上できる場合は、補助対象となり得ます。</b>
個人防護具保管施設の整備	個人防具保管施設の整備には、物置の整備も含まれるか。	物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、 <b>物置の購入費も含め、補助対象となります。</b> 建築工事を伴わず、単に購入して設置するのみの場合は、補助対象になりません。
個人防護具保管施設の整備	「建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合は、補助対象になりません。」とあるが、倉庫を建築し、その内部にキャビネット等を設置する場合は、一体的な整備として補助対象となるか。	付属設備として一体的に整備する場合は、補助対象となります。

別紙2 山梨県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設・設備整備事業） 質疑応答集

区分	質問	回答																																																									
個人防護具保管施設の整備	薬局等で敷地が狭い場合などで、敷地内ではなく、借地や関連施設に整備することでも補助対象となるか。	初動対応の趣旨に鑑み、協定締結医療機関が敷地内に保管スペースを確保できない場合であって、当該医療機関の開設者が所有する近隣の敷地であれば、医療機関の敷地外に設置することは差し支えないものと考えていますが、具体的な事例がある場合に、個別にご相談ください。																																																									
個人防護具保管施設の整備	薬局でオンライン服薬指導のみの協定を締結する薬局であっても、補助対象となるか。	薬局については、訪問による服薬指導対応を内容とする協定を締結する場合に補助対象となります。																																																									
個人防護具保管施設の整備	複数の支店を持つグループ薬局が、複数の薬局のために、個人防護具を保管するための倉庫を整備した場合は、対象となるか。	対象となり得ますが、具体的な事例がある場合に、個別にご相談ください。																																																									
個人防護具保管施設の整備	個人防護具保管庫の整備について、倉庫を借りる場合は、補助の対象となるか。	賃借料については、補助対象となりません。																																																									
個人防護具保管施設の整備	基準額（上限額）で「対象面積1㎡当たり基準単価 239,300円」とあるものについて、整備する対象面積には上限はあるか。	<p>上限は定めませんが、感染症対応のための個人防護具を備蓄するための施設であるため、医療機関の規模、備蓄数量等に照らし、過大な面積でないことが必要です。</p> <p>なお、個人防護具の使用数量については、厚生労働省が目安を公表していますので、参考としてください。</p> <p>個人防護具の2ヶ月想定消費量（全国平均）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>規模</th> <th>サージカルマスク</th> <th>N95・DS2マスク</th> <th>アイソレーションガウン</th> <th>フェイスシールド</th> <th>非滅菌手袋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">病院</td> <td>200床未満</td> <td>8,796</td> <td>466</td> <td>1,255</td> <td>509</td> <td>67,754</td> </tr> <tr> <td>200～399床</td> <td>27,376</td> <td>1,606</td> <td>5,002</td> <td>1,789</td> <td>196,354</td> </tr> <tr> <td>400～599床</td> <td>42,278</td> <td>3,321</td> <td>7,033</td> <td>4,189</td> <td>447,054</td> </tr> <tr> <td>600～799床</td> <td>69,483</td> <td>5,150</td> <td>12,060</td> <td>6,366</td> <td>760,996</td> </tr> <tr> <td>800～999床</td> <td>129,290</td> <td>7,501</td> <td>14,865</td> <td>13,116</td> <td>1,210,304</td> </tr> <tr> <td>1000床以上</td> <td>132,518</td> <td>11,244</td> <td>41,807</td> <td>24,221</td> <td>1,453,840</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">診療所</td> <td>病床なし</td> <td>674</td> <td>55</td> <td>149</td> <td>98</td> <td>2,332</td> </tr> <tr> <td>病床あり</td> <td>1,370</td> <td>57</td> <td>165</td> <td>114</td> <td>5,668</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出典）感染症法に基づく「医療措置協定」締結等ガイドライン</p>	区分	規模	サージカルマスク	N95・DS2マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋	病院	200床未満	8,796	466	1,255	509	67,754	200～399床	27,376	1,606	5,002	1,789	196,354	400～599床	42,278	3,321	7,033	4,189	447,054	600～799床	69,483	5,150	12,060	6,366	760,996	800～999床	129,290	7,501	14,865	13,116	1,210,304	1000床以上	132,518	11,244	41,807	24,221	1,453,840	診療所	病床なし	674	55	149	98	2,332	病床あり	1,370	57	165	114	5,668
区分	規模	サージカルマスク	N95・DS2マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋																																																					
病院	200床未満	8,796	466	1,255	509	67,754																																																					
	200～399床	27,376	1,606	5,002	1,789	196,354																																																					
	400～599床	42,278	3,321	7,033	4,189	447,054																																																					
	600～799床	69,483	5,150	12,060	6,366	760,996																																																					
	800～999床	129,290	7,501	14,865	13,116	1,210,304																																																					
	1000床以上	132,518	11,244	41,807	24,221	1,453,840																																																					
診療所	病床なし	674	55	149	98	2,332																																																					
	病床あり	1,370	57	165	114	5,668																																																					

別紙2 山梨県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設・設備整備事業） 質疑応答集

区分	質問	回答
個人防護具保管施設の整備	既存の部屋を個人防護具保管施設として改修する場合は、補助対象になるか。	既存の部屋を保管施設に改修するものであっても、建物に対する工事を行う場合は補助対象となります。
個人防護具保管施設の整備	個人防護具保管施設を新築する際、敷地面積の都合から2階建てとすることは差し支えないか。 差し支えない場合、基準額計算上の面積は延べ面積としてよいか。	2階建てとすることは可能です。面積は延べ床面積となります。
個人防護具保管施設の整備	個人防護具保管施設までの通路の改修（スロープ設置、床面改修など）は補助対象となるか。	保管施設までの通路は補助対象となりません。
設備整備	簡易陰圧装置について、使用するために必要なダクト工事や陰圧プースの導入経費も対象となるか。	ダクト工事や陰圧プースと組み合わせなければ陰圧化できない機器の場合には、本体以外の導入経費も補助対象となり得ます。
設備整備	検査機器の補助について、例えば新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金では補助対象であった、NEAR法やLAMP法の等温遺伝子増幅装置は補助対象になるか。	今回の補助事業では、検査機器のうち「PCR検査装置」を対象としています。
設備整備	検査機器（PCR検査装置）には、特定の検査キットにしか対応していない機器や、複数の検査キットに対応できる精度の高い機器等、様々種類があるが、今回補助対象となるPCR検査装置の機種、性能などに条件はあるか。	機種や性能等の条件は設けていませんが、新たな感染症への対応という観点から、特定の検査キットのみに対応する機器ではなく、複数の検査キットに対応できる（新たな感染症にも早期に対応できることが想定される）機器が望ましいです。  なお、検査機器の整備補助対象としては、次のような医療機関が想定されます。 ・新興感染症の発生時、地域における検査の拠点として、近隣の医療機関で採取された検体を受け入れ、検査を行う役割を担えること ・検査機器を効果的に稼働させるため、臨床検査技師等を配置できること
設備整備	PCR検査装置について、付属のPCや停電対策のUPS（無停電電源装置）を一式として導入する場合、補助対象になるか。	PCR検査装置を設置し稼働するために必要な場合には、付属するPCや無停電電源装置（UPS）についても補助対象となります。

別紙2 山梨県新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設・設備整備事業） 質疑応答集

区分	質問	回答
設備整備	HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なもの）について、設置場所の制限はあるか。待合室に設置する場合でも、補助の対象となるか。	発熱外来の協定を履行するための感染対策に必要な場所であれば、特段制限は設けていません。待合室に設置する場合でも補助対象となります。
設備整備	HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なもの）について、陰圧設備に必要な備品（陰圧ブースやパーテーション等）も対象経費に含まれるか。	陰圧ブースやパーテーションを設置しなければ稼働しない機器の場合には、対象経費に含まれます。
設備整備	パーテーション型の空気清浄機であっても、HEPAフィルターがついていること、陰圧対応可能なことがカタログ等で確認出来れば、補助対象となるか。	HEPAフィルター付きで陰圧対応が可能な空気清浄機の場合には、補助対象となります。
設備整備	ULPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なもの）は補助対象となるか。	HEPAフィルターと同等以上の機能を有すると認められるフィルター付き空気清浄機であれば、補助対象となります。
設備整備	設備整備について、新型コロナ緊急包括支援事業で同様の設備を整備している場合であっても、新興感染症対応のために追加的に購入を行う場合には補助対象として差し支えないでしょうか。	<p>新型コロナ緊急包括支援交付金による設備整備補助を受けた医療機関であっても、今後の新興感染症に備えて、さらに新規購入や増設をする場合には、補助対象となります。</p> <p>「今後の新興感染症に備えて、さらに新規購入や増設をする場合」とは、例えば次のような場合が想定されます。</p> <p>（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療措置協定の締結により、</li> <li>・新たに新興感染症対応を開始する場合</li> <li>・新型コロナ対応時よりも病床を増加させる場合</li> <li>・新型コロナ対応時よりも外来対応患者数を増加させる場合</li> <li>・新型コロナ対応時よりも検査体制の拡充させる場合</li> </ul>
設備整備	新興感染症発生時の使用に支障をきたさない状態であることを前提に、新興感染症以外の平時の感染症医療に使用することは差し支えないでしょうか。	新興感染症発生・まん延時における対応に支障をきたさない範囲で、平時に使用することは可能です。